令和７年度
物流脱炭素化促進事業（補助事業）

公募要領
【２次公募】

申請期間

令和7年6月13日（金）14：00～令和7年7月11日（金）16:00

令和７年６月

パシフィックコンサルタンツ株式会社

補助金を申請および受給される皆様へ

本事業の補助金については、国土交通省が定めた流通業務の脱炭素化促進事業費補助金交付要綱第３条に基づく国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるものであり、当然ながら、当社としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従いまして、当社の補助金に対し交付の申請をされる方、および、申請後に採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の事項について充分ご認識されたうえで、補助金の申請または受給を行っていただきますようお願いします。

【補助事業交付申請にあたっての留意事項】

・本補助金は、次の法令が適用されますので、間接補助事業者はそれに伴う遂行、管理、報告等の責務を負うこととなります。

〇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）

〇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）

1. 補助金の申請者が当社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。また、提出した書類の原本は適切に管理し、保管してください。
2. 当社から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得または効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することをいう）しようとする時は、事前に処分内容等について当社の承認を受けなければなりません。なお、当社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当社として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返還していただくことになります。併せて、当社から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称および不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）の第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

パシフィックコンサルタンツ株式会社

目次

Ⅰ 事業概要 1

1. 本事業の目的 2

2. 本事業に係るスキーム 2

3. 補助対象事業 2

4. 補助対象事業者 3

5. 補助率および補助金上限額 5

6. 補助対象施設 5

7. 補助対象事業の要件および補助対象経費について 6

1）補助対象事業の要件となる設備、機器類および補助対象経費について 6

2）設備、機器類の要件 7

3）補助対象経費として計上できない経費 9

8. 事業期間 9

1）間接補助事業の事業開始年月日 9

2）間接補助事業の事業完了年月日 10

9. その他 10

1）補助対象経費からの消費税額の除外について 10

2）外貨に係る経費の取扱いについて 11

3）ファイナンスリース等について 11

4）自社調達を行う場合の扱い（利益排除の考え方） 11

5）水素を活用した取組を行う際の要件の扱いについて 11

Ⅱ 申請方法 13

1. 公募 14

1）公募関連情報の提供 14

2）申請期間および申請方法 14

2. 事業実施フロー 15

3. 申請者説明会 16

4. 申請方法 16

1）本事業および申請内容の確認 16

2）申請期間 16

3）申請書類の作成 16

4）日付と文書番号の記入 16

5）申請方法 16

6）申請時の提出書類一覧 17
5.審査および交付決定 19
1）審査 19
2）交付決定 19
3）優先配分および優先採択について 19
Ⅲ事業の実施 21
1. 間接補助事業者説明会 22
2. 間接補助事業の開始から完了までの流れ 22
1）間接補助事業の開始 22
2）間接補助事業の計画変更等 22
3.実績報告から補助金の支払いまでの流れ 23
1）実績報告 23
2）補助金の請求・支払い 23
4. 『補助金の支払い』以降 24
1）CO_2削減量の報告 24
2）取得財産等の管理 24
3）補助金の返還、取消し、罰則等 24
Ⅳ実績報告の方法 25
１.実績報告 26
1）間接補助事業の完了 26
2）実績報告の方法 26
3）実績報告時の注意点 26
4）設置機器への銘板等の提示 26
5）実績報告時の提出書類一覧 27
２.提出先・お問い合わせ窓口 28

Ⅰ 事業概要

1. 本事業の目的

本事業は、物流施設等において、物流の脱炭素化促進に資する取組を実施するため、水素および、大容量蓄電池等を活用した再生可能エネルギー電気の利用に必要な設備や、それらを利用する車両等の導入を行う事業に要する経費の一部を補助することにより、物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることを目的としています。

2. 本事業に係るスキーム

本事業では、パシフィックコンサルタンツ株式会社（以下「事務局」といいます）が直接補助事業者になり、補助対象事業を実施する申請事業者が交付決定後に間接補助事業者として位置づけられます。

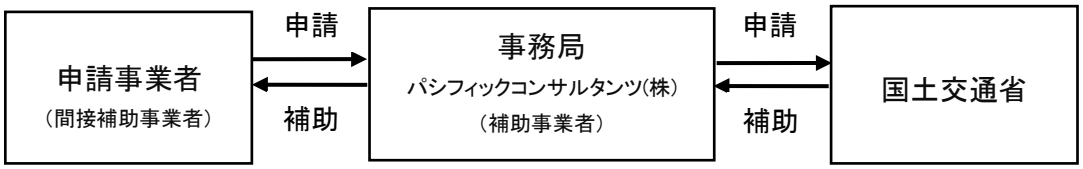

図 1 本事業に係るスキーム

3. 補助対象事業

1）水素を活用した取組

「①創る」取組

- 水素製造設備（新設／既設※）の導入または活用
- 水素の購入※

※ 補助対象事業の要件には含まれますが、補助対象経費の対象外となります。

「②溜める」・「③使う」取組

- 水素貯蔵設備（液体水素対応設備、圧縮機、蓄圧器、気化器等）（新設／既設※）の導入または活用
- 水素充填設備（プレクーラー、ディスペンサー等）の導入
- 物流業務用ＦＣＶ車両等の導入

※ 補助対象事業の要件には含まれますが、補助対象経費の対象外となります。

2）再生可能エネルギーを活用した取組

「①創る」取組

- 太陽光発電施設（新設／既設※）の導入または活用
- 再生可能エネルギー電力の購入※

※ 補助対象事業の要件には含まれますが、補助対象経費の対象外となります。

「②溜める」・「③使う」取組

- 大容量蓄電池（新設／既設※）の導入または活用

- ＥＶ充電スタンドの導入
- 物流業務用ＥＶ車両等の導入

※ 補助対象事業の要件には含まれますが、補助対象経費の対象外となります。

3）1）2）共通事項

- 先進的取組に必要な機器類等※の導入

※　対象設備は表3参照。補助対象事業の要件になりませんが、設備や機器によっては、購入費および導入費が補助対象経費として認められる場合があります。

上記、1）水素の取組を行う場合は「①創る」から１つ以上、かつ「②溜める」・③使う」から２つ以上。2）再生可能エネルギーの取組を行う場合は「①創る」から１つ以上、かつ「②溜める」・「③使う」から２つ以上をまとめて導入する一体的な取組としてください。なお、1）2）の取組を同時に行う場合は事務局にご相談ください。

4. 補助対象事業者

交付を申請できる事業者は以下のとおりになります。なお、1)～4)に関しては、単独申請または複数社でコンソーシアムを組んで共同で申請ができます。

1） 倉庫事業者※1
2） 貨物運送事業者※1
3） 貨物利用運送事業者※1
4） トラックターミナル事業者等※1
5） その他[1）～4)に掲げる事業者と共同で事業を実施する事業者（リース事業者・PPA事業者・不動産事業者）]※2

※1：定款および国土交通省への登録の有無等を事務局にて確認します。
※2：リース事業者、PPA事業者、不動産事業者等の 1)～4)に挙げた以外の事業者は単独で申請を行うことはできません。

ただし、次のいずれかに該当する事業者は対象外となります。

- 国土交通省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者
- 物流脱炭素化促進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」といいます。）別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者（誓約事項に違反した場合、交付決定の全部または一部を取り消すことに留意してください）。

なお、初回公募で採択されなかった事業者であっても、申請可能です。

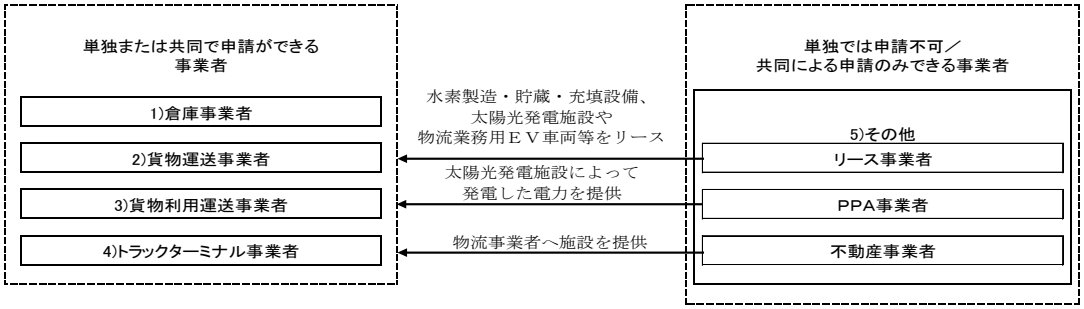
単独または共同で申請ができる
事業者
1)倉庫事業者
2)貨物運送事業者
3)貨物利用運送事業者
4)トラックターミナル事業者
水素製造・貯蔵・充填設備、
太陽光発電施設や
物流業務用ＥＶ車両等をリース
太陽光発電施設によって
発電した電力を提供
物流事業者へ施設を提供
単独では申請不可／
共同による申請のみできる事業者
5)その他
リース事業者
PPA事業者
不動産事業者

図 2 補助対象事業者

5.補助率および補助金上限額

補助率、補助金上限額は下表のとおりです。

表 1 補助率およびその補助上限額※1

補助対象設備・機器類	補助率	1事業者あたりの補助金上限額※1
①水素製造設備（新設・増設）※2 ②水素貯蔵設備（新設・増設）※2 ③水素充填設備（新設・増設）※3 ④物流業務用FCV車両等の導入	間接補助事業対象経費の1／2以内※5	2.5億円
⑤太陽光発電施設（新設・増設）※2 ⑥大容量蓄電池（新設・増設）※2 ⑦EV充電スタンド（新設・増設）※3 ⑧物流業務用EV車両等の導入		2億円
⑨先進的取組に必要な機器類の導入※4		上記の取組に準ずる

※1：補助金の申請、交付については1，000円未満切り捨てとします。また、間接補助事業者が複数の申請を行った場合、すべての申請補助金額の合計上限は水素を活用した取組の場合には 2.5 億円、再エネを活用した取組の場合には2億円までとなります。
※2：既設の設備については、補助対象事業の要件には含まれますが、補助対象経費の対象外となります。
※3：既設の設備については、補助対象事業の要件に含まれません。また、物流業務に使用される車両への充填または充電を目的としたものに限ります。
※4：個別に審査を行った上で、その導入費用の一部あるいは全部が補助対象経費として認められた場合であっても、補助対象事業の要件には含まれません。
※5：申請状況に応じて補助率を1／2以内で変更する場合があります。

また、申請にあたっては、水素製造・貯蔵設備等、大容量蓄電池、ＥＶ充電スタンドを導入する場合で、かつ「非常時に災害拠点の水素充填拠点、非常用電源として、地域に開放する等の活用を図る」取組を行う場合、管轄の地方自治体等と上記の内容について協定を締結する必要があります。

6.補助対象施設

補助対象の設置場所は以下の通りとなります。

1） 営業倉庫

2） 貨物（利用）運送事業者の集配施設等（トラックターミナル含む）
3） 上記１）、２）以外の場所については事務局にご相談ください。

7.補助対象事業の要件および補助対象経費について

1）補助対象事業の要件となる設備、機器類および補助対象経費について
原則として、導入設備の組み合わせにより脱炭素化を図る事業とします。また、表２「補助対象事業の要件となる設備、機器類」を参照し、1）水素の活用、2）再生可能エネルギーのいずれかまたは両方を選択してください。なお、「１５.先進的取組に必要な機器類」は補助対象事業の要件とはなりませんが、機能や目的により導入に係る費用が補助対象経費として認められる場合があります。

表 2 補助対象事業の要件となる設備、機器類

			設備、機器類名称	補助対象事業の要件	補助対象経費
1）水素の活用	①創る	1	水素製造設備（新設・増設）※1	1～3のうち1つ かつ 4～7のうち2つ以上	○
		2	水素製造設備（既設）		×
		3	水素購入		×
	②溜める・③使う	4	水素貯蔵設備（新設・増設）※1		○
		5	水素貯蔵設備（既設）※2		×
		6	水素充填設備（新設・増設）		○
		7	物流業務用FCV車両等		○
2）再エネの活用	①創る	8	太陽光発電施設（新設・増設）	8～10のうち1つ かつ 11～14のうち2つ以上	○
		9	太陽光発電施設（既設）		×
		10	再エネ電力購入		×
	②溜める・③使う	11	大容量蓄電池（新設・増設）※3		○
		12	大容量蓄電池（既設）※3※4		×
		13	EV充電スタンド（新設・増設）		○
		14	物流業務用EV車両等		○
1）、2）共通		15	先進的取組に必要な機器類※	個別に審査を行った上で判断	○

※1.「1. 水素製造設備（新設）」、「4. 水素貯蔵設備（新設）」については、令和10年度までに導入する場合も対象となります。ただし、実施計画書のスケジュールに導入計画を詳細に記載いただいたうえで、申請時に見込み年度までに導入する旨を記した誓約書またはそれに準ずるものを提出してください。
※2.「5. 水素貯蔵設備（既設）」を要件として使用する場合は「6. 水素充填設備（新設・増設）」、「7. 物流業務用 FCV車両等」の2つの中から1つ以上の導入を行ってください。
※3. 定置型で主力電源として需要調整に活用することを前提とし、蓄電容量は原則として単機で20kWhを超えるものとしてください。
※4.「12. 大容量蓄電池（既設）」を要件として使用する場合は「13. EV充電スタンド」、「14. 物流業務用EV車両等」の2つの中から1つ以上の導入を行ってください。
※5. パワーコンディショナー、エネルギーマネジメントシステム等、太陽光発電設備や大容量蓄電池に付する機器は補助対象事業の要件となる設備には該当しませんが、「先進的取組に必要な機器類」として、補助対象経費となります。

2）設備、機器類の要件

補助対象事業となる各種設備、機器類の要件については、下表のとおりです。なお、各種設備、機器類は、日本国内で定められている性能表示基準、安全基準および電気事業に係る技術基準に適合しているもの、かつ、下表で示す各要件を満たすものが補助対象となります。

表 3 設備、機器類の要件および先進的取組に必要な機器類規定

No	設備、機器名称	要件
1	水素製造設備（新設・増設・既設）	・物流業務用FCV車両等に水素を供給するための設備であること ・令和10年度までに導入する予定の場合も含む※1 ・設置および稼働に必要な設計費や工事費は補助対象経費とする ・設置するための土地や施設の調査費、整備費、購入費、賃借費は補助対象経費の対象外とする ・水素製造設備、設置している土地や施設の保守費用は補助対象経費の対象外とする ・既存施設の改装、入替のための既存施設の解体費、撤去費は補助対象経費の対象外とする 例）水素製造設備等
2	水素購入	・物流業務用FCV車両等に水素を供給するための購入であること ・水素の購入に際しては、グリーン水素、グレー水素等の供給源の種別を問いません。 ・水素の購入は、補助事業の「①創る」の要件になるが、購入費用や契約時に係る諸費用は補助対象経費の対象外とする
3	水素貯蔵設備（新設・増設・既設）	・水素を貯蔵するための設備であること ・令和10年度までに導入する予定の場合も含む※1 例）液水対応装置、圧縮機、蓄圧器、気化器等
4	水素充填設備（新設・増設）	・物流業務用FCV車両等に水素を充填するための設備であること 例）プレクーラー、ディスペンサー等

5	物流業務用FCV車両等		・水素を燃料とした燃料電池のみで走行する物流業務用 FCV 車両等であること ・国内の公道を走行可能で、車両登録番号が取得可能な物流業務用 FCV 車両等であること（※ただし、私有地のみ走行する FCV 車両等の場合、車両登録番号等は問わない）
6	太陽光発電施設（新設・増設・既設）		・モジュール合計出力は、10kW以上であること（既設と合算可） ・設置および稼働に必要な設計費や工事費は補助対象経費とする ・原則、実施計画時点で売電または証券化が発生することが予見される場合は補助対象事業の要件として対象外とする ・自家消費電力量を超える発電量の太陽光発電施設については、補助対象とならない場合がある ・設置するための土地や施設の調査費、整備費、購入費、賃借費は補助対象経費の対象外とする ・太陽光発電施設、設置している土地や施設の保守費用は補助対象経費の対象外とする ・既存施設の改装、入替のための既存施設の解体費、撤去費は補助対象経費の対象外とする
7	再エネ電力購入		・購入量は、10MWh/年以上であること ・上記に満たない場合、施設の総電力需要の10%以上を賄えること ・太陽光、バイオマス、風力、水素プラント等再生可能エネルギー発電による電力の購入は、補助事業の「①創る」の要件になるが、電力の購入費用や契約時に係る諸費用は補助対象経費の対象外とする
8	大容量蓄電池（新設・増設・既設）		・原則、単機で蓄電容量が20kWh を超える定置型のものとする ・主力電源、物流業務用EV車両用 EV 充電スタンド等に電力を供給する用途に使用されること ・単機能型大容量蓄電池については別途パワーコンディショナーの導入を条件とする
9	EV充電スタンド		・物流業務用 EV 車両等に充電することを目的とした設備であること ・スタンド式、壁掛け式等の固定された設備であること
10	物流業務用EV車両等		・原則、電気のみで走行する物流業務用EV車両を対象とし、HV、PHV車両等、電力以外の動力で走行が可能な車両は補助対象事業の要件として対象外とする ・国内の公道を走行可能で、車両登録番号が取得可能な物流業務用EV車両等であること（※ただし、私有地のみ走行するEV車両等の場合、車両登録番号等は問わない）
11	先進的取組に必要な機器類事例※2	無人搬送車	・倉庫内に専用レールや床に識別するための磁気ライン等を設置し、荷物を運びたい区間のルートやタイムスケジュール等を設定することで荷物を運ぶことができる車両とする
12		無人配送ロボット	・ロボット自体、あるいは天井等に取り付けた位置情報を認識する補足機能等によって、倉庫内の任意の場所から目的地まで荷物を運ぶことができる機器とする。無人フォークリフトもこのカテゴリとする

13		エネルギーマネジメントシステム	・ピークシフト、ピークカット等、電力負荷の平準化機能を搭載していること ・システムを利用するためのハードウェアの購入費用については補助対象経費の対象外とする
14		温室効果ガス排出量算出・可視化ツール	・副次的ではなく、温室効果ガス排出量の算出・可視化が主の機能であること ・法律等に基づいた報告義務への対応が可能であるシステムであること。ただし、報告義務が発生しない事業者についても導入可能とする
15		トラック予約受付システム	・貨物運送事業者の事業所・運転手等が、トラックの積卸施設への到着予定時刻を電子的な方法により事前に予約することができるシステムとする

※1　今年度実績報告期限までに検収、支払が完了しないものについては、補助対象事業の要件となるが、補助対象経費とはならない。なお、「1.水素製造設備（新設）」と「3.水素貯蔵設備（新設）」については、令和10年度までの導入見込みの場合、申請時に見込み年度までに導入する旨を記した誓約書またはそれに準ずるものを提出すること。

※2　機器本体、稼働させるための整備費用、システム導入費等は補助対象経費となるが補助対象事業の要件とはならない

3）補助対象経費として計上できない経費

①申請等に係る事務作業費

②間接補助事業の内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）に係る経費

③他の国庫補助金で補助対象となる経費※1

④間接補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

⑤その他間接補助事業に関係のない経費※2

※１．補助対象事業の要件としては認められますが、優先配分・優先採択が行われる際の判断材料の一つとなる場合があります。

※２．交付規程別表第 3 に記載されているものは事務費として計上できますが、支払いのための「振込手数料」は補助対象経費には含まれませんのでご注意ください。

8.事業期間

1）間接補助事業の事業開始年月日

交付決定年月日を間接補助事業の開始年月日とします。

発注は交付決定年月日以降に実施してください。見積依頼については発注時点で有効なものが必要となります。申請時に提出した見積書が発注時に有効期限を過ぎてしまっている場合は、見積書の再取得が必要となります。また、交付決定日より前の発注は認められないため、交付決定通知受領日以降に事業着手してください。

2）間接補助事業の事業完了年月日

実績報告が完了し、かつ間接補助事業に関わる全ての支払いが完了した日を事業完了年月日とします。（事業完了年月日は遅くとも令和８年１月２０日（火）としてください）。なお、やむを得ない理由（天災地変等）により事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに事務局に報告し、指定された書類を提出してください。

- 補助対象経費の支払い方法は金融機関による振込とし、現金支払い、割賦払い、手形払いは不可となります。
- 単独の申請で機器、設備の導入をリース契約で行った場合は、実績報告期限までに支払った費用が補助対象経費となります。
- 事業完了年月日から起算して３０日以内または令和８年１月２０日（火）のいずれか早い日までに物流脱炭素化促進事業費補助金実績報告書（以下「様式第６」といいます。）および経費内訳（様式第６別紙）様式第６、その他必要な書類すべてを事務局に提出してください。
- 補助金額の確定の審査については、受理した実績報告から順次行うため、事業完了後に速やかに提出してください。

事業完了年月日の期限である令和８年１月２０日を厳守してください。実績報告の期日を過ぎて提出された場合、補助金は支払われません。

9.その他

1）補助対象経費からの消費税額の除外について

補助対象経費に消費税および地方消費税額（以下「消費税等」といいます。）が含まれている場合、交付規程に基づき、消費税額等額の確定に伴う報告書（様式第９）を求めています。

これは、間接補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等のうち、補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、間接補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが想定されることや、間接補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、物流脱炭素化促進事業費補助金交付申請書（以下「様式第１」といいます。）を提出してください。

ただし、以下に掲げる間接補助事業者にあっては、間接補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

① 消費税法における納税義務者とならない間接補助事業者

② 免税事業者である間接補助事業者

③ 簡易課税事業者である間接補助事業者
④ 国もしくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の間接補助事業者
⑤ 国または地方公共団体の一般会計である間接補助事業者
⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する間接補助事業者

2）外貨に係る経費の取扱いについて

外国企業からの物品調達等において外貨での支払いが想定される場合、様式第１提出時は日本円に換算した額で申請書を提出してください（申請時換算レートは、合理的根拠に基づいた、適切なものを使用してください。）。

様式第６提出時は、支払時の換算レートで日本円に換算した額で提出することとし、区分ごとに交付決定された補助金額の範囲内において補助金額の確定を行います。

3）ファイナンスリース等について

ファイナンスリースやＰＰＡモデルを利用する場合は、実績報告時に契約書類（写）の提出を条件とします。（メンテナンスリースによるリース料は対象外となります。）

4）自社調達を行う場合の扱い（利益排除の考え方）

補助対象経費の中に、申請者の自社製品の調達等（システム開発を外注せずに自社で調達する場合等）に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に申請者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

このため、申請者自身から調達等を行う場合は、原価（人件費や当該調達品の製造原価等※）をもって補助対象経費に計上してください。

※申請者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

5）水素を活用した取組を行う際の要件の扱いについて

水素を活用した取組の要件について、前述したとおり「創る」（水素製造設備・水素購入）から１つ以上、かつ「溜める・使う」（水素貯蔵設備・水素充填設備）から２つ以上の導入が必要となりますが、「水素製造設備（新設・増設）」、「水素貯蔵設備（新設・増設）」については、今年度の導入でなくとも、令和１０年度までに導入する場合も対象となります。

この場合、以下の２点の条件を満たしたうえで申請を行うようにしてください。

- 様式第１別紙１　実施計画書の「事業実施のスケジュール」において、今後の実施計画を詳細に記入してください。
- 申請時に導入見込み年度までに導入する旨を記した誓約書またはそれに準ずる書類（自由書式）を提出すること。

上記２点が満たされない場合、要件未達として補助金を交付することができません。また、事業計画書の内容について、次年度以降も事務局によるフォローアッ

プを行います。当該事業計画の進捗状況によっては補助金の返還を求める場合がございますので、十分ご留意ください。（天災地変等やむを得ない事情による遅延等は除く）

Ⅱ 申請方法

1.公募

1）公募関連情報の提供

最新の公募関連情報は、本事業のホームページ（https://pacific-hojo.com/bgxx/content/）に掲載しますので、逐次確認してください。

2）申請期間および申請方法

令和7年6月13日(金)14:00～令和7年7月11日(金)16:00

申請書類はホームページからダウンロードし、電子メール添付、ファイル転送サービス等の方法で提出してください。

事務局メールアドレス：logigx_r07@bg.pacific-hojo.jp

2.事業実施フロー

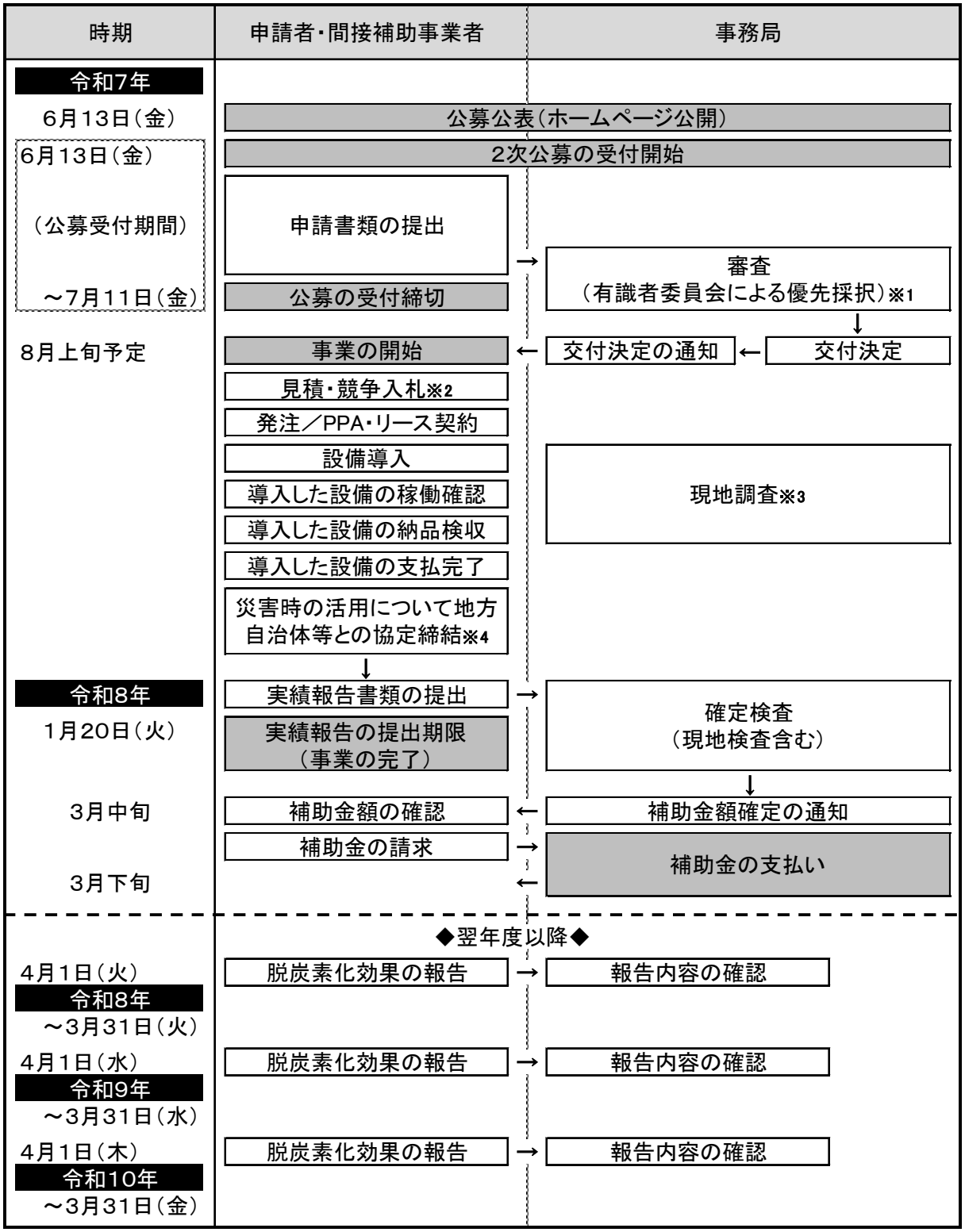

※1：補助金申請額の合計が予算額を超える場合、実施される可能性があります。
※2：申請時に提出した見積書は、発注時点で有効でない場合、見積書の再取得が必要です。
※3：PCKKが必要と判断した間接補助事業者に対して実施する場合があります。
※4：「非常時に災害拠点の非常用電源として、地域のEV車に開放する等の活用を図る」取組を行う場合のみ

図 3　事業実施フロー図

3.申請者説明会

２次公募では、申請者説明会を開催いたしません。令和７年５月２２日（木）に開催された初回公募時の申請者説明会の一部抜粋した動画を本事業のホームページ（https://pacific-hojo.com/bgxx/content/）で視聴できます。また、２次公募向けの申請ガイドが本事業のホームページからダウンロードできますので、あわせて確認してください。

4.申請方法

1）本事業および申請内容の確認

本事業のホームページ（https://pacific-hojo.com/bgxx/content/）に掲載される交付規程および公募要領、その他申請時に添付すべき必要書類を確認してください。

2）申請期間

令和７年６月１３日（金）１４:００～令和７年７月１１日（金）１６:００【必着】

3）申請書類の作成

公募サイトの「資料ダウンロード」タブの「申請時提出書類.zip」をダウンロードし、当該 zip に含まれる書類、及び次ページ表４ 申請時の提出書類一覧に記載している書類を提出してください。

4）日付と文書番号の記入

①日付には書類を作成した日を必ず記入してください。

②「第　号」は申請者の社内で作成した書類等に付される文書管理上の番号であり、文書番号を付さない場合は記入不要です。

5）申請方法

申請書類一式を、申請受付期間中に電子メール添付、ファイル転送サービス等の方法で事務局に提出してください。

※申請書類一式は、必ず申請を行う事業者から提出してください。代理による申請は受付いたしません。

6) 申請時の提出書類一覧

表 4　申請時の提出書類一覧

提出書類		部数	書類様式 ※2	必須書類 ※3	備考
様式第 1	物流脱炭素化促進事業費補助金交付申請書	1	有	○	
様式第1別紙1	実施計画書	1	有	○	様式第1(注1)の(3)、(4)、(5)の内容が記載されていること。 ※自社様式による別紙の添付も可とする
様式第1別紙2	経費内訳	1	有	○	Excel 様式
様式第1別紙3※1	役員名簿	1	有	○	様式第1(注1)の(6)
様式第1別紙4	実施体制図	1	有	○	様式第1(注1)の(7) ※自社様式による別紙の添付も可とする
見積書(写)	2社以上の取得が必要	1	無	○	
設備、機器類資料(写)	補助対象設備、機器類に該当する対象の設備仕様が分かるもの(パンフレット等)	各1	無	○	
登記事項証明書または登記簿謄本(写)※1	取得後3カ月以内のもの	1	無	○	様式第1(注1)の(1)
貸借対照表※1	直近2カ年分のもの	1	無	○	様式第1(注1)の(2)
損益計算書※1		1	無	○	
CO_2削減根拠資料(事務局指定書式)【倉庫内】・【輸送】※4	計画値でのCO_2削減根拠	1	有	○	Excel 様式 【倉庫内】は再エネを活用した取組の場合は必須書類 物流業務用 EV 車両等を導入する場合および水素を活用した取組の場合は【輸送】を提出すること

既存設備を証する資料	既存の水素製造設備、水素貯蔵設備、太陽光発電施設、大容量蓄電池の写真および納品書等	1	無	△	水素製造設備、水素貯蔵設備、太陽光発電施設、大容量蓄電池を既存のもので申請する場合は要提出
委任状	代理人の氏名、事業者名、委任の範囲、電話番号、E-mail アドレスと委任者の事業者名、代表者氏名を明記すること	1	有	△	申請書類提出後の事務局とのやりとりを委任する場合は要提出

※1 共同申請の場合は、すべての事業者分を提出してください。

※2 書類様式が「有」の資料は本事業のホームページからファイルのダウンロードが可能です
提出時は、ファイル名を変更せずに事務局に送付してください。

※3 △は対象となる事業者のみ提出してください。

※4 水素を活用した取組において、物流業務用 FCV 車両を導入しない場合も、【輸送】シートを提出してください。記載方法については、書式の説明を参照ください。

5.審査および交付決定

1）審査

事務局は、申請された間接補助事業内容等について、交付規程、公募要領に記載された要件を満たしているか、有識者による採択委員会による審査を行ったうえで、交付決定を行います。

なお、審査時において、必要に応じヒアリングや追加書類の提出を求めることがあります。

2）交付決定

交付決定の結果については、交付規程に従って物流脱炭素化促進事業費補助金交付決定通知書（以下「様式第２」といいます。）で申請者に通知※します。様式第２については、適切に保管してください。

また、交付決定にあたっては「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」（平成２５年６月２８日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、交付決定内容（補助金交付先、交付決定額）の公表を行います。

※事務局からの通知は、電子メールにファイルを添付して送付いたします。セキュリティの設定等により添付ファイルの受信に制限をかけている場合は、logigx_r07@bg.pacific-hojo.jp のアドレスまたはドメインによる添付ファイルが受信できるよう設定してください。郵送やＦＡＸによる送付は対応いたしかねます。

3）優先配分および優先採択について

補助金申請額の合計が予算額を若干超える場合は優先配分を行います。予算額を大幅に超過した場合は優先採択を行います。

優先配分は、間接補助事業の要件を満たす申請の補助率を一律に１／２より引き下げたうえで、以下に列挙する要件を考慮して予算額を超えない範囲で補助率を優先的に加味して配分します。

優先採択は、間接補助事業の要件を満たす申請の補助率を一律に１／２としたうえで、以下に列挙する要件等を考慮して予算額を超えない範囲で交付対象となる申請を決定します。

優先配分・優先採択の要件は次のとおりとし、有識者による採択委員会において審査を行います。

- 水素の活用を行う申請
- 「非常時に災害拠点の非常用水素充填拠点、非常用電源として、地域に開放する等の活用を図る」取組を行う申請
- 本事業の趣旨である「創る・溜める・使う」に則った活用を行う実施計画の申請

- 令和５年度、６年度の本事業において交付決定されていない事業者による申請
- その他、事業内容が特に優れていると判断される取組等

優先配分および優先採択を行う際に配分の減少あるいは不採択対象として検討される申請の要件は次のとおりです（上記の要件を満たしていたとしても、配分減少あるいは不採択の検討対象になる場合があります)。

- １事業者による複数拠点の申請（一部拠点のみ採択対象として検討し、他の拠点は配分減少あるいは不採択対象として検討する場合があります）

Ⅲ事業の実施

1. 間接補助事業者説明会

２次公募向けの間接補助事業者説明会は開催いたしません。令和７年７月１１日（金）に開催される初回公募で交付決定された間接補助事業者向けの説明会の一部抜粋した動画を本事業のホームページ（https://pacific-hojo.com/bgxx/content/）で視聴できるようにする予定です。また、２次公募向けの間接補助事業ガイドを本事業のホームページにアップロードする予定ですので確認してください。

2. 間接補助事業の開始から完了までの流れ

1）間接補助事業の開始

① 契約・発注の時期

間接補助事業に係る契約および発注等は交付決定後に行ってください。交付決定前に発注等を完了させた事業については、補助金の交付対象とはなりません。

② 契約・発注等の方法

物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、原則として一般の競争に付してください。一般の競争等に付することが著しく困難または不適当である場合を除き、２社以上の競争により決定してください。

また、間接補助事業の一部を第三者に委託し、または第三者と共同し実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、事務局に届け出なければなりません。なお、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、もしくは間接補助事業の一部を第三者に委託し、または第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除きます。）に当たっては国土交通省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手とすることは原則としてできません（間接補助事業の実施体制が何重であっても同様です）。

（参考：国土交通省指名停止措置状況
https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003092.html）

2）間接補助事業の計画変更等

① 計画変更・事業の中止または廃止

間接補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更する場合、間接補助事業の内容を変更する場合、間接補助事業を中止または廃止しようとする場合、は、事前に物流脱炭素化促進事業費補助金計画変更（等）承認申請書（様式第３）を事務局に提出し、その承認を得なければなりません。手続きを行わずに変更を行った場合は、交付取消しとなることがあります。

② 事故報告

交付決定を受けた後、やむを得ない理由（天災地変等）と認められる理由により、間接補助事業実施期間内の事業完了が困難であることが見込まれる場合には、物流脱炭素化促進事業費補助金事故報告書（様式第４）を提出してください。間接補助事業実施期間の延長が認められる場合があります。

ただし、発注時点で予見される理由による遅延は認められない場合があります。

3）間接補助事業の完了

間接補助事業者が、導入された機器、設備、システム等を検収のうえ、調達先等に対して間接補助事業に係るすべての支払いが完了した時点をもって間接補助事業の完了とします。間接補助事業者は、原則として遅くとも令和８年１月２０日（火）までに間接補助事業を完了させてください。

支払条件は、検収翌月までに金融機関による振込としてください（現金支払い、割賦払い、手形払いは不可とします。）。

4）現地調査・検査

事務局は交付決定後、間接補助事業の進捗、設備・機器の導入状況、書類の整理状況を確認するために、書類の審査および必要に応じて現地調査・検査を行います。

① 現地調査は主に実績報告前に事業の進捗、書類の整理状況を確認します。

② 現地検査は設備・機器の導入・稼働状況、書類の整理状況を確認します。

検査の結果、間接補助事業に問題が無く、実績報告が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その結果を物流脱炭素化促進事業費補助金額確定通知書（以下「様式第７」といいます。）にて速やかに通知します。

3.実績報告から補助金の支払いまでの流れ

1）実績報告

間接補助事業者は、間接補助事業が完了したときは、事業完了年月日から起算して３０日以内または令和８年１月２０日（火）のいずれか早い日までに表５「実績報告時の提出書類一覧」 ）に記載の書類を事務局に提出してください（事業完了年月日は遅くとも令和８年１月２０日（火）としてください。）。

2）補助金の請求・支払い

間接補助事業者は、様式第７の受領後、速やかに物流脱炭素化促進事業費補助金精算払請求書（以下「様式第８」といいます。）を原則として事務局への電子メール添付、ファイル転送サービス等にて提出してください。事務局は、様式第８の受領後に間接補助事業者に補助金を交付します。

なお、共同申請の場合、補助金は代表間接補助事業者の口座に一括で振り込まれます。そのため、リース事業者・ＰＰＡ事業者・不動産事業者と共同申請を行う場合に

は、補助金の支払方法について充分に留意し、代表間接補助事業者を決定してください。

4.『補助金の支払い』以降

1）CO_2削減量の報告

間接補助事業者は、物流脱炭素化促進事業費補助金事業による補助金効果表（様式第１６）及び別途事務局指定書式にて実績報告後３年間、事業完了日から１年ごとを目安として毎年１回、令和７年度の事務局指定書式にてCO_2削減量の報告を行っていただきます。

2）取得財産等の管理

①取得財産等の管理

間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

なお、当該取得財産等については、取得財産等管理台帳（様式第１０）を備えて、適切に管理しなければなりません。

②取得財産等の処分

間接補助事業者は、取得財産等のうち消費税額を除く処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、財産処分制限期間において、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付けまたは担保に供すること。以下も同じです。）はできません。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、物流脱炭素化促進事業費補助金財産処分承認申請書（様式第１１）を事務局に提出し、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部または全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。

（交付規程第２３条、第２４条参照）

3）補助金の返還、取消し、罰則等

間接補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付決定の取消し・返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則の他、採択取消し、交付決定取消しや交付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。

Ⅳ実績報告の方法

１.実績報告

1）間接補助事業の完了

間接補助事業者が、導入された機器、設備、システム等を設置、検収のうえ、調達先等に対して間接補助事業に係るすべての支払いが完了した時点をもって間接補助事業の完了とします。

支払条件は、検収翌月までに金融機関による振込としてください（割賦払いや手形払いは不可とします。）。

2）実績報告の方法

間接補助事業者は、間接補助事業が完了したときは、事業完了年月日から起算して３０日以内または令和８年１月２０日（火）のいずれか早い日までに実績報告書類を、電子メール添付、ファイル転送サービス等の方法で提出すること（事業完了年月日は遅くとも令和８年１月２０日（火）とすること。）。

3）実績報告時の注意点

様式第６による間接補助事業実施金額の報告には、機器購入等に際して発生した振込手数料は含めないでください。振込手数料が含まれている場合や先方負担の場合、手数料を差し引いた金額を補助対象経費とします。

申請された機器が導入されなかった場合、または適正な報告、様式第６の提出がなされなかった場合、補助金の支払いは行われません。

当該間接補助事業において、導入した補助対象設備の部材ごとの取得単価が５０万円以上（消費税額を除く）の場合のみ、取得財産等管理台帳（様式第１０）を提出してください（補助対象設備の部材ごとの取得単価が５０万円未満の場合は提出不要です。）。

なお、見積書で一式表記されている場合は、単価にて記載し内訳書を提出してください)

4）設置機器への銘板等の提示

間接補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、令和７年度の国土交通省補助事業において整備された旨を明示しなければなりません。

5）実績報告時の提出書類一覧

表 5　実績報告時の提出書類一覧

提出書類		部数	書類様式	必須書類※1	備考
様式第6	物流脱炭素化促進事業費補助金実績報告書	1	有	○	Excel 様式
様式第6別紙	経費内訳（実績報告用）	1	有	○	
様式第16	物流脱炭素化促進事業費補助金事業による補助金効果表	1	有	○	別途事務局指定書式と併せて提出（実績値を記入）
納品書(写)または請求書（写）		1	無	○	導入した施設や機器類すべての書類を各1部提出
振込明細書(写)		1	無	○	導入した設備や機器類の支払領収書（写）として、金融機関による振込明細書のコピーを提出
保証書(写)		1	無	○	シリアル情報含む
施工写真		1	無	○	要件別に施工前、施工中、施工後、銘板の写真を提出

○対象となる事業者は提出が必要な書類※1

提出書類		部数	書類様式	必須書類	備考
様式第9	消費税額および地方消費税額の額の確定に伴う報告書	1	有	△	消費税額および地方消費税額を算入した申請書の場合提出
様式第10	取得財産等管理台帳	1	有	△	当該年度中に単価 50 万円（消費税額を除く）の取得財産がある場合に提出
様式第14	物流脱炭素化促進事業費補助金事業による収入内訳書	1	有	△	補助対象経費である設備、機器、システム等によって収益を得た場合に提出
非常時に災害拠点の非常用水素充填拠点、非常用電源として、開放に関する地方自治体等との協定締結を証する書類		1	無	△	申請済み書類(写)の提出も可

CO_2削減根拠資料（事務局指定書式）【倉庫内】	1	有	△	再生可能エネルギーを活用した取組のみ提出
CO_2削減根拠資料（事務局指定書式）【輸送】※2	1	有	△	物流業務用EV車両等を導入する場合および水素を活用した取組の場合は【倉庫内】のほかに【輸送】を提出
リース契約書(写)	1	無	△	リース事業者と共同申請する該当事業者のみ提出
PPA契約書（写）	1	無	△	PPA事業者と共同申請する該当事業者のみ提出
水素および、再生可能エネルギーの購入契約書等(写)	1	無	△	水素、再生可能エネルギーを購入する場合は提出
高圧ガス製造保安責任者の免状（写）もしくはそれに準ずるもの	1	無	△	水素製造、貯蔵、充填を行う事業者の場合は提出

※1：△は対象となる事業者は提出してください。

※2：水素を活用した取組において、物流業務用FCV車両を導入しない場合も、【輸送】シートを提出してください。記載方法については、書式の説明を参照ください。

2.提出先・お問い合わせ窓口

令和7年度 物流脱炭素化促進事業事務局

（略称：物流脱炭素化事務局）

（パシフィックコンサルタンツ株式会社）

■ ホームページ：https://pacific-hojo.com/bgxx/content/

■ メールアドレス：logigx_r07@bg.pacific-hojo.jp

■ TEL：050-5536-6831

※ 受付時間：平日 10：00～16：00

※ 休業日：土曜・日曜・祝日・年末年始